

【論文】

江戸城大手門の警衛と人宿

市川 寛明*

目次

1. 江戸城門番の研究史と本稿の課題
2. 江戸城大手門番における番人の種類と人数
3. 江戸城大手門番にみる儀礼機能
4. 御賄と火番
5. 結論

キーワード 人宿 儀礼機能 江戸城 門番 儀礼機能 軍都論 下座見 米屋田中家
御雇と御抱 分節構造 同族団

1. 江戸城門番の研究史と本稿の課題

旧幕臣松平太郎は、その著作『江戸時代制度の研究』のなかで、江戸城門番について次のように説明している。「其職掌は城門の出入を監察し、異変に備ふるを本務とす、門扉開閉、門内の清掃、打水、破損修理の届出等総て一門の用務を兼ね務む、異変あらば其擔当の城門を守つて事に當るは固より其所たり」¹⁾。松平の説くところの江戸城門番の機能とは、①セキュリティ機能を本務とし、これに②メンテナンス機能を加えた、二つに整理することができ、これらこそ江戸城門番にあたった当事者の担うべき役割であったというになる。決して豊富とはいえない江戸城門番の研究史も、このふたつの機能に沿いながら展開しているのではないか。①のセキュリティ機能に関する最新の研究成果の代表格は、松尾美恵子「江戸城門の内と外」²⁾であろう。松尾は、このなかで、ややもすれば泰平打ち続く江戸時代のイメージに引きずられ、江戸城の城門がセキュリティ機能をもちながら、都市社会のなかで実際に存在し続けていたことを軽視する研究の現状に対して、セキュリティ機能をもつ江戸城門番の存在を組み込んだ都市社会のイメージを再構築する必要性を示唆した研究として注目されるのである。一方、②のメンテナンス機能は、近年まであまり言及されることがなかった研究分野といえようか。管見の限りでは、長岡藩牧野家の勤めた門番記録を分析した岩淵令治の研究成果が注目される。そこでは「掃除等きれいに候得ハ御番入念候段相知候間、もの事行儀不取乱仕候事、御番所肝要之事、

*東京都江戸東京博物館学芸員

沙汰ニ候³⁾』という部分に着目し、「太平の世では、掃除と、大名や將軍への応対を無難に行うことが、門番の第一の仕事であった」と指摘している。社会の平和化によってセキュリティ機能が形式化すると、「掃除」と「大名や將軍への応対」というふたつの機能が重要になるとし、そのうちの前者である「掃除」を重視した岩淵は、やがて「門番の勤めで何よりも重要だったのは、実は掃除なのであった」という見解に到達している。門番本来の機能であるセキュリティ機能が、社会の平和化とともにステロ化するという岩淵の議論は充分に説得的である。しかし、セキュリティとメンテナンスでは、重要な機能が見落とされているように思われる。たとえば江戸城門番の機能のなかで「掃除」に代表されるメンテナンス機能こそ最重要視されたという結論に達したのは、分析の対象としたのが主に外曲輪門である神田橋御門であればむしろ当然のように思われる。たとえば外曲輪門ではなく、内曲輪門のなかでも最も格式が高い大手門についていえば、どうであろうか？具体的に場面を設定して考えてみよう。たとえば身分の高い大名や公家が登城する際、大手門の警衛に要求される機能は何であろうか？そうしたハレの日には、日常的なメンテナンス機能ではないことはいうまでもなかろう。それはセキュリティと来客の身分や地位に対する敬意をはらうための儀礼機能であると考える。そして儀礼機能へ注目せざるを得ない理由がもうひとつある。それは、形式化を遂げたセキュリティ機能や掃除・水撒・補修などといったメンテナンス機能からは、なぜ大名が人宿に大きく依存し、その結果高額の請負金を支払うのかという点に関して、合理的に説明することができないという点である。一例をあげれば「世事見聞録」の「諸手の御門番、又は両山始め所々の防役を勤むるとても、羅紗・猩猩緋の頭巾・羽織を着、看板法被等の出立は見事なれども、徒士・足軽・小人等多く雇人にて、町人等の請負を以て（中略）みな賃銭と弁当等のみ身を入れ役を勤むるものなし」というひろくしられた記述にもあるように、徒士・足軽・小人などといった番人は、みな人宿が派遣した「賃銭と弁当等」の取得を目的とした出替奉公人によって担われているのが実態となっており、しかも人宿が門番の請負から受け取る代金が、大手・西丸大手・内桜田の三門においては、10日間あたり金70~90両に達することが明らかにされている。⁸⁾かかる巨額の請負金を支払ってまで人宿から番人を調達しなければならない状況は、人宿への依存といわざるを得ないのであるが、では何故人宿へ依存せざるをえなかったのか、その理由を合理的に説明しようとすれば、形式化を遂げたセキュリティ機能や比較的単純な肉体労働によって担いうるメンテナンス機能以外の、大名家にとって担うことが困難な何か別の機能の存在を想定せざるをえない。では江戸城門番において大名の家臣団には担いきれないものとは何であろうか？

このように問題を設定する時、荻生徂徠が述べる次の点は実に興味深い内容をもっている。「これは畢竟御城の警衛也という本意を忘れて、番所に勤め馴れたる巧者ものを抱え置き、仕落ちなきようにとする事、右の如くなる自分の詰ひらきをする事を第一とするより起れり」、すなわち「内曲輪・外曲輪の御門番をする侍・足軽」が人宿によって派遣される番人によって代替される理由として、徂徠は江戸城門番に「勤め馴れたる巧者もの」を抱え置こうとする大

名側の動機の存在を指摘しているのである。この指摘に学ぶならば、「勤め馴れたる巧者もの」を配置しなければならないような、門番の実態とはいかなるものであったのか、という点がクローズアップされる。そこで本報告では、江戸城門番の機能には、従来から指摘されているセキュリティ機能、メンテナンス機能に加え、新たに儀礼機能に着目すべきであり、社会の平和化にともなって儀礼機能こそが最も重要な機能となっていたことを主張しようとするものである。具体的には、安政4年、桑名藩から江戸城大手門の警衛を請け負った人宿商人米屋¹⁰⁾の経営帳簿の分析をもとに、門番が果たしていた儀礼機能の実態を明らかにすることを課題の第1として掲げたい。

セキュリティ機能やメンテナンス機能に関する研究の流れは、門番の機能に着目した研究として一括することができるのであるが、こうした機能論の系譜以外で注目すべき研究成果といえば、針谷武志「軍都としての江戸とその終焉－参勤交代制と江戸勤番－」¹¹⁾がある。針谷は、参勤交代によって規定された滞府期間中の大名勤役として江戸城門番と火番に着目し、従来あまり注目されなかった在府中の大名勤番としての江戸城門番の実態に光をあてた文字通りの労作である。そして江戸城門番と火番といった軍役に多くの大名が動員されている体制が恒常化していた江戸を、軍都として位置づけることを提起した。針谷の研究は、如上の機能論に対して、担い手論として理解することができようか。しかし針谷が注目する担い手とは、幕府から城門の警衛を命じられた大名である。この限りにおいては針谷が定義づけたように、江戸は軍都といえるのかもしれない。しかし、門番の担い手を門番の現場レベルにまで引き下げて追究すれば、そこに非武士身分の雇人が多数存在していた実態を見逃すわけにはいかない。「世事見聞録」によって厳しく指弾されているように、江戸城諸門の門番が、多くの雇人によって担われていた事実が、針谷の立論にはまったく組み込まれていない。また江戸を軍都としてとらえるためには、門番に動員された多くの大名たちが軍事的な機能を担っていかなければならぬはずであろうが、岩淵に代表される門番に関する機能論の研究史がしめす通り、社会の平和化にともなってセキュリティ機能は形式化し、メンテナンス機能が重要視されるようになっていた現実をどのように理解すればよいのであろうか？

もちろん針谷の研究が、幕藩関係の政治的レベルの分析であることも考慮すべきであろうが、軍都論は都市の性格や実態にかかる性格規定の問題であるから、幕藩関係のレベルで論じられるものではなく、江戸城門番の実態論から導き出されなければならない。大名役としての門番を人宿商人へ請け負わせ、人宿に依存することなしに門番の実務を実現しえなかつたという社会的なレベルにおける門番の実態を考えた時、針谷が主張する江戸＝軍都といった認識は成り立たないと思われる。このように針谷が切り開いてきた江戸城門番の担い手論を、幕藩関係のレベルから社会的なレベルにまで深化させることによって、針谷が提起する軍都論を相対化することができると考え、これを第2の課題として掲げたい。

以上、本報告では実際に江戸城門番を請け負った人宿・米屋田中家文書という素材を手がか

りに、大手門の警衛がどのように実現していたのか、その実態を、機能論、担い手論を意識しながら解明していきたい。

2. 江戸城大手門番における番人の種類と人数

江戸城の各城門は、それぞれ番人数の上限が法令によって規定されていた。それらの人数は、決して現実を反映したものではないが、実際の番人数を知るうえで一定の指標となりうる。また法令によって規定された番人数は、城門の格式と比例しており、格式の高さをうかがいしる指標であり、最も多くの番人数が規定されていたのはいうまでもなく本丸大手門であった。次の表1は、万治3年（1660）と正徳2年（1712）における本丸大手門の法定番人数を比較するために作成したものである。この間ほぼ50年であるが、社会は確実に平和化していったはずであるが、それにもかかわらず大手門の番人数は3倍近くに増加しており、この点だけでも門番の機能の本質がセキュリティにあるのではないことを示唆するに充分である。では、安政4年の段階で桑名藩から江戸城大手門の警衛を一式で請け負った人宿商人米屋が供給した番人の種類と人数から検討してみよう。

安政4年6月26日、人宿商人米屋久衛門は、桑名藩から大手門の警衛を請負った。おりしもこの前月の安政4年5月、米屋は桑名藩の参府行列にともなって必要となる通日雇の供給・差配を請負って国許から江戸へ入ったばかりであった。¹²⁾ 残念ながら参勤交代において米屋が供給した通日雇人足と門番において米屋が供給した番人足との人的な継続性を示す文書は存在しないが、参府行列にともなって桑名から江戸に入った米屋の通日雇たち幾許かは、大手門番の番士に引き継がれたこと推測した方が自然であろう。もとより大手門番は、桑名藩が幕府から命じられた軍役にはかならなかった。しかし、この時桑名藩が米屋に発給した文書には、「今般大手御門番被蒙 仰候ニ付先年之通御用向一式其方え被 仰付候間、万端御差間無之様可致候」¹³⁾ とあり、「先年之通」、しかも「御用向一式」とあることから、桑名藩が門番を命ぜられた場合、米屋へ門番に必要な人員一式を請け負わせることが慣例化していたことをうかがわせる。しかし大手門の警衛を命じられた桑名藩の藩士が全く在番しなかったわけではなかった。「御

[表1] 法令にみる大手門番の規定人数

万治3年（1660）令			正徳2年（1712）令		
階層	平日人数	式日增加分人数	階層	平日人数	式日增加分人数
馬 上	9	(9)	給 人	20	
徒 侍	3	(3)	侍	5	
弓（足軽）	10	(10)	足 軽	100	50~60
鉄砲（足軽）	20	(20)	中 間	50	
鎧（中間）	20				
合 計 人 数	62	(42)		175	

「御触書寛保集成」831・842より作成。

本丸大手御番所御雇御賄向諸雑記¹⁴⁾（以下、「諸雑記」と記す）によれば、大手門の警衛にあたった桑名藩士は、御番頭・御物頭といった番方最上位の家臣を筆頭に総計44人であった（表2参照）。これに対して、「請負證文之事」に記載されている番人の種類と人数は、表3のように整理される。これをみれば、このように江戸城大手門は、大名の家臣団と人宿が供給する番人によって担われていたのであるが、その両者の合計は、桑藩士44人に人宿米屋配下の番人157、合わせて201人が江戸城大手門の警衛のために動員されていたことがわかる。人数的には享保期の175人という枠を超えて、人数が増えていることがわかる。また桑名藩の物頭以下44人の家臣団が、大手門に泊り込んで警衛の任に当たっていたのか必ずしも定かではないが、44人は決して少なくない人数である。また人宿から調達した番人は、桑名藩士の4倍近い人数であり、なかでも御雇足軽と御雇中間の数が圧倒的に多い。そこで次に人宿米屋が桑名藩から供給を請け負った、下座見、御雇足軽、御雇中間について、米屋がこれらの番人の差配をどのように実現していたのかという点についてみてみよう。

1) 下座見

江戸城の城門警衛の要は、足軽のなかでも下座見と呼ばれる特殊な技能をもった武家奉公人であった。下座見については史料的な限界もあって、未だその存在形態の詳細は明らかではない。しかし、下座見は門番の現場を統率する重要な役割を果たしていたことが判明しており、判明する範囲内においてこの下座見の役割について論じておきたい。

①下座見の機能

米屋が供給した番人を階層別に一覧した表3に再度注目してみよう。これをもとに下座見の地位、雇用形態について整理すると、第1に下座見だけが御抱で、苗字を有しており、武士身分としての形式をもっている点がわかる。御抱とは、本来武士身分の間で行われた忠誠関係の

[表3]人宿米屋が供給した番人の種類・人数・給金

番人種類	苗字	人数	給金	摘要
御抱下座見	苗あり	12	金6両2人扶持 金5両2人扶持	当番（平日）142人
御雇足軽		64	銀10匁／10日	
御雇中間	苗なし	66	銀9匁2分／10日	
御雇注進中間		12	銀10匁／10日	
舟形御鍵役様付御帳付	?	3	銀15匁／10日	

「諸雑記」より作成。

[表2]
大手御番所詰の桑名藩士

役職名	人数
御番頭	2
御物頭	3
御鍵役御吟味方衆	4
御横目	5
御平士	11
御書役	3
御下吟味	2
御下賄	2
御下横目	2
御足輕小頭	2
御中間小頭加人	2
御給仕雇御座敷番	4
御不寝番	2

「諸雑記」より作成。

締結を目的とする身分契約の系譜に属するものであるが、この時代は勿論形骸化し、賃金の取得を目的とした雇用関係に変質化していると考えるのが近世中期以降の実態であった。形の上では、番人の最上位にあった下座見だけは、門番の請負期間が半年であったのにもかかわらず、¹⁵⁾年間単位での御抱であった。¹⁶⁾御雇足軽も苗字を有しており、表面上では武士身分としての体裁を整えていたのであるが、10日単位で給金が支払われる給金形態からみても紛れもない御雇としての実態をもっており、苗字をもたない御雇中間と同質の日雇の範疇であった。では、足軽のなかにあって下座見だけは、御抱となりえたのは何故であろうか？どうやらそれは下座見が果たしていた役割と深く関係していたといえそうである。

では下座見とはどのような役割を果たしていたのであろうか？『徳川盛世録』には、下座見について次のように説明している。

〔史料 1〕

日光御門主、公家衆、三家、三卿、同嫡子、大老、老中、若年寄、京都所司代通行のときは大手はじめ城廓諸門内諸人の往来を止め、番士（大手・西丸大手・内桜田門勤番の諸侯の家臣）ならびに与力・同心（卒なり）等一同下座をなす。ただし日光御門主、三家、三卿、同嫡子等には番士等おのおの下座台を放れ、地上に平伏す。¹⁷⁾

すなわち、身分の高い公家・大名などが城門を通過しようとする時、門番にあたっている番士と与力・同心などを一同に下座をする合図（これを下座触といった）を発する役割をもっていたのが下座見である。下座見とは、門番にあたる番人たちの司令塔の如き存在であった。

次に掲げる「下馬のおとなひ」は、明治維新以降の回想記録ではあるが、下座見の役割について非常に簡潔に指摘しており参考になる。

〔史料 2〕

又足軽の長に下座見といふ者あり。こは諸家の鎧はさらなり。家の紋・駕輿丁〔陸尺と云〕の看板といふもののしるしなど、つばらかにおぼえみて、諸家の城に登るを見て、其氏名を呼ぶをこれが職とす。この下座見男は、門衛を承るほど、其家に雇れ居て、交替の時は、また次の門衛に雇るゝを習とせり。¹⁸⁾

すなわち、第1に下座見とは何よりも足軽の長としての位置づけをもっていること、第2に江戸城に登城する諸大名の行列にある飾り鎧の種類や家紋、駕籠かきの着ている上着の種類などを手がかりに、その家名を正確に呼び上げることを職務とする番人である。時代によって異なるが少なくとも安政期には260家に及ぶ大名家が存在したはずであるが、飾鎧や家紋、六尺が着る看板だけを手がかりに諸大名家の名前を正確に割り出す下座見の専門的な知識は、単純

な肉体労働の販売を本質とする日雇労働者のなせる業ではない。松浦静山が記した「甲子夜話」には下座見に関する興味深いエピソードがある。これによれば下座見とは「下坐見と云者、諸氏の御番所を勤るか、又は御役人方の邸にも召使ふ。よく諸氏の供立、又は其人の面容を識るを業とす」とあり、下座見の役割に関する「下馬のおとなひ」の記述を裏付けている。そのうえで、下座見の機能と技能について次のように記述している。

〔史料3〕

予若きとき、神田門の御番を勤めしに、其所は忘れたり。失火して御門風下と告れば、予即出馬せしが、火塵は御門のかたへ飛ぶ。(中略)予一騎にて筋違御門に及び、御橋を渡り、外張に入らんとすれば、下坐見即予が名を呼て拍子木を打。乃番士ども皆下坐せり。予火装なれば、面体も見へ分つべからず。且混乱の中一騎馳行くを何かにして知つるや。予が火装の紋所の外、目印もあるまじきに、その業とする所の目早きには、真に感ぜしことありき(予その日の装は、茶羅紗羽織に金糸もて三星を縫ひ、頭巾の頂に白毛を被ぶりたるなり。¹⁹⁾いづれにて見知りしや)

下座見は、諸大名家の名前を正確に判別した後は、その名前を呼び上げ、拍子木を打つと、その声にしたがって番士が下座をすることになった。城門を通過する大名が、どこの誰なのかを判別することが重要なのは、その大名の身分的な高下によって、下座・半下座など、番士がとるべき姿勢・作法が異なっていたからである。通過する大名・公家・将軍など、その身分の高下に応じた門番の作法が存在したのであり、その作法を間違ひなく勤めることこそ門番に課された最も重要な役割であった。こうした作法こそ門番の儀礼そのものに他ならない。江戸城大手門は、公家・寺家・大名・幕臣など多くの高位高官が通過する江戸城の正面玄関であった。そのため多くの貴顕が通過する大手門には、身分の高下に応じた作法が御馳走として準備された。こうした門番儀礼を行うのに不可欠の司令塔であった下座見は、門番における儀礼機能の要であったといえよう。

人宿米屋は、桑名藩から江戸城大手門の警衛に必要な番人の供給を請け負う特殊な商人であった。人宿米屋が桑名藩からの御用を請け負うためには、第1に人宿米屋は桑名藩が必要とする各種の番人を、必要数確保することが必要であった。しかし、必要な番人を供給するだけでは門番の業務を実現しえなかった。なにしろ現場に米屋久右衛門自身が在番するわけではない。社会の底辺にあった「日用」層に食料を給与することを契機に成り立つ米屋久右衛門自身の人格的な支配は、門番の末端にある寄子たちには届き得ないはずである。したがって、大手門の警衛の場合、多量の番人供給サイドの問題もさることながら、それよりも一層困難な課題は、多数の番人をいかに組織化し、統率するのかという差配の問題であったに相違ない。多くの番人を大手門という現場において差配し、恙無く門番を実現すること、そのために何より

も重要なのは、現場における統率であった。その現場における番人を統率した司令塔こそ、下座見であった。下座見は、多くの雇われた番人を差配するため、門番の警衛に関する経験に裏付けられた実務的な知識と多くの番人たちを指揮するリーダーシップが求められたはずである。徂徠が「番所に勤め馴れたる巧者もの」とは、まさにこうした下座見のことを指すものと思われる。下座見は、門番を勤める多くの番人を指揮する命令系統の頂点にいた。経験豊かで門番の現場の番人たちを統括する有能な下座見は、どの藩でも重宝されたはずで、人宿商人としては、いかに有能な下座見を抱えることができるのかが大きな意味をもったに相違ない。「下馬のおとなひ」に「この下座見男は、門衛を承るほど、其家に雇れ居て、交替の時は、また次の門衛に雇るゝを習とせり」とあるように、門番を請け負う藩が交代しても、下座見は次に門番を命ぜられた大名家によっても継続的に雇われるのが習慣となっていたという指摘は、門番の警衛を命じられた大名が、人宿の抱える有能な下座見の個人的な技量に依存することなしに、門番を恙無く勤めあげることができなかった事情を雄弁に物語っている。ところで下座見がいかに個人的に卓越した技量を備えていたとしても、それだけで大名家から大名家へと次々と雇用主を替え継いでいくことはできたのであろうか？そのように問題をたててみると、あらためて各大名家を媒介する人宿の役割が注目されるのである。城下町を中心として武家奉公人がすでに寛文期以降拡張し、²⁰⁾ 17世紀を通じて出替化が進行したと。武家奉公人の出替化が定着した後には、武家奉公人のなかでも特殊な技能が求められる職種と単純肉体労働によって担われる職種とが分離し、これに応じて特殊な技量を要する武家奉公人の供給・差配に特化する人宿が登場するようになっていた。たとえば文政期の人宿には、徒士方請負人、押足軽方請負人、陸尺方請負人、手廻方請負人²¹⁾ というような専業化した人宿の存在が確認された。本稿がとりあげる下座見についても同様であった。たとえば狩野探原屋敷利八地借番組人宿渡世源兵衛は、下座見の請負を通じて、計60家にも出入りしていた事例がしられている。²²⁾

②下座見の相続

では人宿はどのようにして有能な下座見を確保していたのであろうか？有能な下座見になるためには、知性や人の上にたつリーダーとしての資質を兼ね備えていなければならなかったのであろうが、なによりも重要なのは門番としての経験であったはずである。ではどのようにして下座見の経験を積ませて技量を向上させたのであろうか。困難なのは、下座見としての技量があがればあがるほど、その下座見が他の人宿へと渡ってしまう危険性も高まるはずである。こうした矛盾を解決するために、人宿米屋は、次のような対策をとっていた。

次の表4は、人宿米屋の抱える御抱下座見の名前を一覧したものであるが、ここからは興味深い事実が浮かび上がる。12人の御抱下座見の頂点に君臨していたのは、「御幕下頭取」を勤めた込山藤七と長谷川六右衛門であった。10の山川伊助は、本人ではなく倅の東蔵が代役を勤めている。下座見が親子によって世襲されている事実を示唆するのであるが、こうした観点か

〔表4〕御抱下座見名前一覧

1	込山 藤七	御幕下頭取
2	長谷川六右衛門	御幕下頭取
3	本間 源八	
4	三鬼九左衛門	
5	込山 為次郎	
6	外山庫次郎	
7	伊藤 吉蔵	
8	大塚 千五郎	
9	長谷川東助	
10	山川 伊助	代姓 東藏
11	尾谷藤左衛門	代 岩崎伊兵衛
12	石井 兼藏	

「諸雑記」より作成。

下座見の家族が、団体としてのイエと規定しうる性格を有しているのか、あるいはイエとしての成熟はみられない家族であるのか、現時点では即断できない。²³⁾

らみると5込山為次郎と9長谷川東助も血縁者、なかでも倅である可能性が高いと考えられるのである。御抱下座見の地位が親子の間で相続されていたことを示唆するこれらの事実は、いったいどのようなことを意味しているのであろうか？第一に、人宿の寄子は、家族を形成しえないことをひとつの特質とする「日用」層の典型的な存在形態であると考えられてきたが、人宿商人米屋の寄子であり、御抱下座見をつとめた者の一部は、「日用」層に該当せず、家族をともなっており、その下座見といった地位・職業が親子の間で相続されていたことになる。御抱

2) 御雇足軽

米屋は、江戸城門番のために62人の足軽を桑名藩に対して供給しているが、これら全てが御雇であり、「諸雑記」には御雇足軽全員の名前が書き上げられているが、御雇足軽の全員が苗字を名乗っていた。この御雇足軽を差配したのは、米屋の同族の一員として位置付けられた田村幸次郎と鳥山惣兵衛であった。田村と鳥山は、足軽の最上位である新組小頭に位置づけられ、足軽への給金や祝儀などの支払いは、すべてこの兩人を通じて行なわれていた。鳥山惣兵衛は、足軽の新組小頭として足軽層を差配したばかりでなく、この安政4年の桑名藩からの門番請負についても深く経営に関与したふしが見うけられる。たとえば、安政4年12月24日、「右者大手御番所御用中出精相勤候ニ付此度御揚り番ニ付御祝儀旁頭書之通被下候」とあるように無事本丸大手門の勤役を終えると、米屋久右衛門、同姓久平治に統いて「手代惣兵衛」として金200疋を頂戴している。また安政4年11月6日に「御割増御聞届御達」を「但右名代惣兵衛參上」とあるように米屋久右衛門の名代として下吟味から「御割増」の給金を受け取っていることわかる。また鳥山惣兵衛について前出の「歳々記」をみると、安政5年2月「御賄向并詰切足軽平日雇御勘定帳」(亀山藩)、安政5年9月「御賄向き并炊出方持運人足御勘定仕上帳」(仙台藩)と2件について惣兵衛の名前が見出せる。とくに後者には「手代惣兵衛」という記載がみられた。御雇足軽鳥山惣兵衛は、人宿米屋の手代として重要な役割を担っていたのである。

次に田村幸次郎についてみてみよう。田村幸次郎の名前は「歳々記」には見出せない。しかし米屋久右衛門文書のなかに田村幸次郎が差し出した「入置申念書之事」(明治3年)²⁴⁾という史料が存在し、そこには「惣傳七永奉公被仰付候ニ付御本店様御作法為相守可申之事」という記述がみられ、田村幸次郎の姓田村伝七が米屋に「永奉公」していたことが知られる。また米

屋伝七には別に「明治二年正月より加入」という添え書きが存在していた。これらの史料を付き合わせると、田村幸次郎の伴田村伝七は、明治2年頃米屋に永奉公が認められ、米屋伝七を名乗ったことが判明する。ここにも下座見と同様、足軽の世襲制が成立していた可能性を示唆するものとして注目される。

このように御雇足軽は、田村幸次郎・鳥山惣兵衛の二人によって統括されていたのであり、この二人は、米屋の手代や同族団といった人宿商人米屋の中間支配層を構成していたと考えられるのである。

3) 御雇中間

米屋が差配した番人のうち最も人数が多かったのは中間であり、「諸雑記」には計78人の中間の名前が書き上げられている。中間は、下座見・足軽と異なり苗字記載がない。また計78人の中間は、部屋頭初五郎のもとに統括されて、部屋的構造を形成していた。²⁵⁾ 将軍が本丸大手門などを通御した後には、桑名藩や米屋から祝儀が分配されるが、部屋頭は、それらの諸祝儀類を代表して受け取っている。部屋頭初五郎の下には、世話役として常次郎・助右衛門が存在した。中間には、それぞれきまとった役割が与えられ、それぞれに配置されたが（後掲表8）が、部屋頭初五郎と世話役2人はとくに配置が決められていない。

中間は大きく、注進中間12人と惣中間66人との区別が存在し、待遇の面で上下の差が存在した。例えば9月19日に将軍が紅葉山御成の日には、「御酒代」が振る舞われたが、その1人あたりの額は、注進中間が72文、惣中間は48文であった。

惣中間66人のなかで突出して数が多かったのは、掃除水打中間で計25人、37.8%を占めていた。諸々に配置された中間のなかで、御抱下座見頭取が配置されていた御幕下に配属されていた中間熊吉は、惣中間のなかで最も上位を占めたらしく、米屋から名指しで祝儀などを受け取っている。

また「初五郎より御賄方え申立被下物」とあり、部屋頭初五郎は、米屋を通すことなく桑名藩の御賄方から直接に、左の仕事を請け負い、10日当たりで銭8貫300文（時相場で金に換算すれば金1両1分）の対価を得ていた（表5参照）。このように人宿である米屋の配下にあつた中間部屋頭が、人宿に類似する行為を行なって、藩から直接収入を得ていた事実は、中間部屋頭の自立的な性格を示唆するものとして興味深い。中間部屋頭が、人宿に類似する行為を行い、藩から直接収入を得ていた。こうした事実は、「人宿は名前斗ニ而奉公人取締之儀は部屋頭ともに為任置」とある²⁶⁾ ような、すでに南氏が明らかにした人宿に対する部屋頭の自立化傾向に符号するようにも思われる。しかし、部屋頭初五郎は米屋の屋号をもつ米屋の同族団の一員であった点に注

[表5]御雇中間部屋頭初五郎の請負

項目	銭：文／10日
水汲代	3,000
御堀芥取	1,500
蚊損料三帳	1,500
惣下水雨落浚	2,000
上雪隠二ヶ所	300
合計	銭8貫300文

目すべきであろう。

3. 江戸城大手門番にみる儀礼機能

1) 江戸城大手門の警衛人数

江戸城大手門の番人数を規定した万治3年令には、「常之人数」を出す平日に対して、平日の「一倍」の番人数を配置する「節句御礼日」、これを式日と表記すると、平日と式日との区別があった。正徳2年になっても平日と式日の区別は存在している（表1参照）。「平日ハ右之人数ニ過へからず、御礼日其外にも出仕多有之時ハ、徒侍三四人も相増、足軽相増し候共百五六十人ニ過へからず」とあり、足軽でいえば、平日100人であったものを、式日には150人を越えてはならないとしており、万治段階における平日対式日の増加倍率を2倍から1.5倍に押さえ込もうとしており、法令の趣旨が番人数の抑制にあったことは明白である。しかし、本報告との関連でいえば、第1に「平日」に対して「御礼日」が対比されている点である。本報告では、万治段階における「節句御礼日」、正徳段階での「御礼日」のことを式日と表記することとする。また第2に「但相増し候足軽之内、三四十人ハ非番之方より差加へ、頭を差添、当番之方と申合、可相勤候」とあるように、式日に増配置する足軽50人のうち30人から40人は、非番の方から動員するようにとしている点である。江戸城の門番が通常10日間単位で当番と非番とを繰り返していることは知られているが、式日に増配置される番人一部は、非番の方から動員するのであれば、非番であっても式日は門番の実務に動員されるということになる。こうした法令レベルで確認できる、平日－式日、当番－非番の区別は、米屋が請け負った安政4年の段階でも確認できるのであろうか？この点を確認するために、まず桑名藩に事前に提出したAからFまでの一連の請状類を一覧した表6を参照したい。

ここに一覧された請状類の表題、内容をみると、人宿米屋が桑名藩から請け負った門番業務の全体像を把握することができる。まず全体的には、桑名藩から請け負った米屋の門番業務の

[表6]米屋が発給した大手門番請状一覧

	表題		内容	当番	非番	平日／式日	
狭義の門番	御本丸大手御番所御抱御雇御賄向						
	①	御請證文之事	門番	当番	平日		
	②	御当番中御賄左之通	賄				
	③	御非番中御外固之節	門番	非番	式日		
	④	外御固御賄左之通	賄				
火番	E	御本丸大手御番所御当番中臨時御増雇人数	門番	当番	非番		
	F	御本丸大手御番所御非番中外御固御雇人数	門番				
	B	御請負證文之事	火番				
火番	C	口上書ヲ以奉願上候					
	D	御請負證文之事					

「諸雑記」より作成。

全体（広義の門番）は、御賄をともなう狭義の門番（請状A・E・F）と、火番（請状B・C・D）というふたつの部分から構成されていたことが重要である。また御賄は狭義の門番と不可分の一体性をもっている点も見逃せない。そして最も注目すべきは、万治・正徳段階の法令で存在が確認されていた当番－非番、式日－平日の区別が、米屋が門番を請け負った安政4年の段階でも機能している点がより一層明確にわかるという点である。そこで請状A・E・Fから門番の請負内容のパターンを整理すると次のようになる。I 当番かつ平日＝当番であって一切のハレの要素がない日で、この時の当番の番人配置は、門番業務の標準的な配置といえる（Standard）、II 当番かつ式日＝これは「当番中臨時御増雇」（請状E）とあるように平日の番人配置に、その日に行われる行事や儀礼の性格に応じて番人が増雇された配置のこと、III 非番かつ式日、「非番中外御固」（請状A③・F）とあるように非番にあたっている期間中の式日の配置で外固のために増雇された配置のこと。請状がA③とFの二種類あるのは、請状A③が定型の外固配置に関する請状で、請状F式日の内容応じた外固配置に関する請状となっていた。IV 非番かつ平日、非番中の式日がない日、文字通り何の業務がない日と考えられる日（off）。江戸城大手門の門番には、以上のI～IVの基本的な配置パターン

をもっていた。これを簡略に模式図にすれば、次の図1ようになる。大手門番は、10日単位で定期的に交代する当番と非番、年中行事のように特定の日や將軍の通御のように突如やってくる式日と特段なんら行事のない平日、これらの組み合わせによって以上のような門番配置が存在した。



図1 江戸城門番の番人配置パターン概念図

2) 門番の複雑さと不均一性

「諸雜記」の分析をつうじて明らかになった門番の実態のなかで、従来注目されなかった重要な点は、門番の複雑さである。大手門の警衛は、1対の大名家によって当番と非番を繰り返しながら進んでいく。その複雑な実態を理解するために、まず必要なのは、門番の実務が、当番－非番、平日－式日という二つの座標軸をもっていた点から、その実態について詳述してゆきたい。

米屋が江戸城大手門の警衛を請け負った安政4年6月から12月までの、10日単位で当番・非番を繰り返すのであるが、これらを整理したものが表7である。

表7-1は、10日単位で繰り返されていた当番と非番の一覧表であり、米屋が請け負ったのは7月2日～11日を初番とし、以下12月23日までの計10回当番をこなした。また表7-2は、請負期間中の式日の分布を一覧したもので、式日の頻度やその内容を具体的に知るために一覧した。当番と非番、平日と式日の組み合わせがどのように実現していたのか、これをみるとそ

〔表7-1〕当番・非番の一覧

当／非	期 間
非番	7月1日
初番	7月2日～7月11日
非番	7月12日～7月19日
二番	7月20日～7月29日
非番	7月30日～8月8日
三番	8月9日～8月18日
非番	8月19日～8月26日
四番	8月27日～9月6日
非番	9月7日～9月13日
五番	9月14日～9月22日
非番	9月23日～9月30日
六番	10月1日～10月10日
非番	10月11日～10月18日
七番	10月19日～10月28日
非番	10月29日～11月7日
八番	11月8日～11月17日
非番	11月19日～11月25日
九番	11月26日～12月5日
非番	12月6日～12月13日
拾番	12月14日～12月23日

「諸雑記」より作成

〔表7-2〕式日の一覧

当・非	回	月 日	摘 要
非番	1回	7月1日	月次登城
初番	2回	7月7日	七夕
二番	3回	7月22日	内桜田より外桜田通御之節
	4回	7月28日	月次登城
非番	5回	8月1日	八朔
三番	6回	8月15日	月次登城
	7回	9月1日	月次登城
四番	8回	9月2日	三季献上并寺院献上之節
	9回	9月5日	日光宮御登城之節
	10回	9月9日	重陽
五番	11回	9月15日	神田祭礼ニ付
	12回	9月19日	紅葉山御成之節
六番	13回	10月1日	月次登城
	14回	10月3日	御謡初玄猪御能夜ニ入節（玄猪）
	15回	10月9・10日	通御 御成之節
非番	16回	10月11日	上野法事後惣登城
非番	17回	10月15日	月次登城
七番	18回	10月21日	亞墨理加人登城之節
	19回	10月25日	坂下口馬場先通御之節
非番	20回	11月1日	月次登城
八番	21回	11月13日	鳴台献上之節（御能）
	22回	11月15日	月次登城
非番	23回	12月11日	三季献上

の実態を知ることが出来る。

江戸城では年間を通じて多くの年中行事や政治的な儀礼が行われており、これら柳営行事が行われる当日は江戸在府中の諸大名や幕府役人が一斉に登城のため大手門を通過していった。江戸城で儀礼が執行される日や將軍が城門を通御する日を式日として一括することになると、この式日の存在が門番の実務を複雑にする根本原因であった。一般に、城門の警衛は、城門を通過する人の身分が高いほど、あるいは通過する人数が多いほど繁忙となる。多くの大名・幕臣が登城する日の門番は終日多忙であったろうことは想像に難くないが、おそらくもっとも繁忙を極めたのは將軍が城門を通過する日であったろう。「諸雑記」からは、柳営行事や將軍通御などによって繁忙を極めた非日常（ハレ）と大手門の門扉が閉ざされていた日常（ケ）が繰り返されていたことを読み取ることができる。

そこでまず標準形ともなる当番（平日）の番人配置が記された請状A①をみてみよう。当番（平日）には、御抱下座見12人、御雇足軽64人、御雇中間66人、合計142人の番人が、表8のaからwのように配置された。これらを通して、守衛すべき場所として規定されているものと、果たすべき役割として規定されているものとがあったことに気づかされるのであるが、これら番人が配置された場所や機能については、その場所や実態を特定できないものが多く、これらについては今後の課題として、ここでは番人配置の複雑さに絞って更にその実態をみて

[表8]当番（平日）の番人配置（基本形）①下座見、②御雇足軽、③御雇中間

配置場所	①	②	③	配置場所	①	②	③	配置場所	①	②	③
a 御幕下	2	8	4	j 鍵取扱	2			r 常火番（道具番）	3		
b 新駒立	2	4	2	k 大事注進御門次	2			s 御橋台犬留		4	
c 内腰掛（下番時触）	2	4	4	l 使番	12			t 内不淨口番		2	
d 北（角）外腰掛	2	4	2	m 外使番		2		u 外不淨口番		2	2
e 御樹形（下番）	2	8	2	n 御門下	6			v 切祓御門口夜中明立番		2	
f 御勘定所口	2			o 上茶番		2		w 御門明立御槍番共		2	
g （外）中腰掛（下番）			2	p 下茶番		3		x 世話役	2	2	
h 下御勘定所口		4	2	q 掃除水打		25		y 部屋頭		1	
i 外中張	4							合計	12	64	66

「諸雑記」より作成

みよう。

平日における江戸城大手門の警衛は、当番であれば142人の番人を配置し、非番であれば番人の配置は0で文字通りの非番であった。平日に対して式日の配置は、式日毎に異なっていた。式日によって異なる配置のバリエーションを一覧したのが表9である。ここから①から⑯まで計16通りの配置バリエーションの存在が知られるのであるが、概ね諸大名・公家衆などの登城に際してとられる配置（登城系）と將軍が増上寺・寛永寺などの参詣などにともなって大手門を通過する際にとられた配置（御成系）

²⁸⁾に分類できる。なかでも①は「正月三ヶ日、

惣出仕、月並出仕、五節句、八朔、御能、玄猪、御謡初、公家衆登城」とあるように、主な年中行事と月次行事が含まれており、最も回数が多い式日であり、この配置が典型的な当番（式日）の配置であった。では当番中に式日を向かえた場合、当番（平日）に臨時増雇が行われたが、「諸雑記」をもとに式日毎の番人配置を一覧したのが表10である。

計16パターンにも達する当番（式日）の配置パターンのなかで最も動員人数が少ないのは⑭「日光様御登城之節」の5人であり、反対に最も動員人数が多いのは⑪「増上寺御成之節内桜田より外桜田通御之節」の121人。これらの人数は、当番（平日）に加えて人宿米屋が請け負ったので、当番（式日）に米屋が供給・差配した番人の数は、最も多い⑪の場合、当番（平日）の164人に当番（式日）の121人を加えた285人に達した。

次に非番（式日）の場合はどうであつただろうか。非番（式日）は、外固と表記されており、城門の外に配置されたことが推測される。この非番（式日）の番人配置を一覧した表11であ

[表9]安政4年式日一覧

①	正月三ヶ日、惣出仕、月並出仕、五節句、八朔、御能、玄猪、御謡初、公家衆登城
②	半固之節
③	正月三ヶ日葛籠留
④	御謡初、玄猪、御能夜ニ入候節増人
⑤	嶋台献上
⑥	町人御能拝見
⑦	山王祭礼
⑧	三季献上并寺院献上
⑨	通御 御成之節
⑩	坂下口より馬場先通御之節
⑪	増上寺御成之節内桜田より外桜田通御之節
⑫	坂下口より常盤橋通御之節
⑬	紅葉山御成之節
⑭	日光様御登城之節
⑮	神田御祭礼ニ付
⑯	亜墨理加人御登城

「諸雑記」より作成。

〔表10〕御当番中臨時御増雇人数（「諸雑記」より作成）

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(16)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
下座見	1	4	2	4	6	6	2	6	13	2	2	2	2	1		
注進	1	4		2	6	6	2	6	1	2	2	2	2			
面番一行立	5		5						5							
腰掛払	6								6							
跡制	8								8							
跡下座見	3								3							
鵜之首立番			4													
下馬札下立制止			2													
棒突足軽	13			8	25	6	30	21		12	6	6	8			
棒突手代り	6	8							10							
制止足軽	8			4	8	10	6	8	24							
見歩使足軽									2							
掃除中間	6		12					8	8							
小走中間									4							
御供若党	1		1	2				2	4							
御供草履取			1	2				2								
御提燈持			1													
立番				30												
	24	42	10	44	54	47	16	62	109							
・丸付数字は表9と共に ・網掛は安政4年7月～12月までに実際に「御当番中臨時御増雇」が行われたことを確認したケース															89	
	51	90	121	84	24	5										

〔表11〕御非番中外御固定式御雇・増人

請状にある定式御雇	番人種類	定式	定式+増人		増人	
			(1)	(4)	(5)	(6)
御雇下座見 22人	御雇下座見	18	4	8	18	24
内イ)「御抱より相勤申候」12人						
口)「御迎送り日雇」4人						
ハ)「御雇」6人						
御雇足軽 34人						
内 棒突 17人			17		80	36
手代 17人						
御雇制止足軽 20人			20	6	8	24
御雇小走中間 20人			20	4	18	24
御雇掃除中間 15人						
内 掃除中間15人	掃除中間	17	109	36	64	24
茶番人 2人						
定式分			109	109	109	
合計人数			109	145	173	243
						168
						216

・「諸雑記」より作成。
 ・丸付数字は表9と共に。
 ・網掛は、米屋の諸負期間中実際に非番中外固に番人の供給を確認したケース。

²⁹⁾「諸雑記」には、表9において一覧した式日のうち、①④⑤⑥⑦⑧についてのみ外固の人数規定がみられ、米屋の安政4年7月～12月までの請負期間のうち、実際に外固に動員されたことが判明するのが①と⑥のみである。非番（式日）外固の場合、最も典型的な①の配置（109人）、すなわち月次出仕、五節句、正月三ヶ日、八朔、亥猪などといった毎年繰り返し行われる定例的な柳営行事を定式とし、これに対して「定式之外増人」で対応するパターン④～⑥、定式を用いないパターン⑦⑧、のパターンがあった。「定式之外増人」の場合、最も多くの番人が配置されたのは⑥であり、この場合の配置数は、定式の109人に増人134人を加えた243人に達し、これは当番（式日）のうち最も配置数の多い⑪285人は及ばないものの、かなりの人数であることに相違ない。また後者の場合、最も配置数が多いのは⑧の216人であり、人宿は非番にあたっていても式日には、その日限りではあったがかなり多数の番人を動員、差配していたことが判明する。

このようにしてみると、式日における江戸城大手門にいったいどれほどの要員が配置されているのか、その総人数がみえてくる。表12は、江戸城大手門の警衛に動員された総人数が判明する①④⑤⑥⑦⑧について、その総人数と内訳を一覧したものである。最も典型的な①の場合、まず桑名藩士44人、当番（平日）142人、当番（式日）24人、非番（式日）109人、合計319人となり、配置人数が判明する限り最も多くなる⑥の場合、合計476人に達した。

ところでこうした多数の番人たちはどこから調達されているのであろうか。というのも江戸城大手門の警衛を実現するために動員された当番（平日）の142人は、大手門内の大番所に住み込みであったと想定されるが、これを超える場合、すなわち当番（式日）の増雇分、非番（式日）のうち142人を超える①以外の式日は、大番屋に住み込んだ番人だけでは足りなくなつたはずである。米屋は一度に大量に、かつ式日によって大きくなつた番人をどこから、どのようにして調達していたのであろうか。残念ながら「諸雑記」には、そうした重要な疑問に答えるに充分な記述はみあたらない。わずかに、下座見の事例をもって、類推する以外にない。そこで御雇下座見の事例をみながら、米屋が不均一な番人需要に対してどのように対応していたのか、検討しておきたい。

表11によれば、非番（式日）のうち①定式の御雇下座見は合計18人となっている。その内訳は、イ)「御抱より相勤申候」御雇下座見から12人、ロ)「御迎送り日雇」4人から2人、ハ)「御雇」6人から2人、計18人となる。まず注目すべきは、御抱下座見が、①の式日に限って御雇されていることである。しかし「諸雑記」の非番（式日）の勘定をみてみると、御抱下座見には給金が支払われていないことが確認される。これは年間を通じて御抱されていることから、

[表12]式日における大手門配置総人数

	①	④	⑤	⑥	⑦	⑧
桑名藩士				44		
当番・標準				142		
当番・増雇	24	44	54	47	16	62
非番・外固	109	145	173	243	168	216
計	319	375	413	476	370	464

「諸雑記」より作成。

いつでも動員に応じるべき存在であるという位置づけにあったことによるものと思われる所以あるが、御抱を御雇するという運用の合理性は注目される。「御迎送り日雇」は同じ日雇下座見のなかでも、城外から通勤する日雇下座見であるとすれば、「御雇」は恐らく非番中の下座見以外の足軽から動員された可能性が高い。いずれにしろ、式日一日限りの御雇下座見が16人以上必要な場合は、御抱を御雇する方法、城外からその日限りで雇う通勤下座見、本来下座見ではない足軽をその日限りの下座見として雇う、などの方法を駆使して不足する人数を補っていたと想定される。しかし、①以外の事例では、いずれもこの18人の下座見以外に多数の下座見が動員されている点を考慮すれば、多数の下座見を城外から日雇して供給せざるをえなかつたのが実態であろう。³⁰⁾

このように考察をすすめてくると、江戸城の城門のなかで最も格式の高い大手門の事例ながら、そこに動員される藩士人数と人宿が供給する番人数の多さ、そしてそれらの配置の複雑さに驚かされるのである。この番人を請け負う人宿商人の立場からいえば、供給を請け負った番人数の多さもさることながら、その不均一性にこそ番人請負家業の困難さの本質があるのでないか。そこで安政4年7月～12月まで米屋が実際に請け負った番人の数を当番と非番、平日と式日ごとに一覧した表13をみてよう。もっとも回数的に多かったであろう当番(平日)142人、非番(平日)0人の2パターン、これ以外の式日のうち、当番10パターン、非番が判明する限り2パターン、これらをすべて合わせると14パターンもの配置があり、しかも供給すべき人数もバラバラである。幕府から江戸城門番の警衛を命じられた桑名藩が、名誉の役であったにもかかわらず、人宿にその大部分を請け負わせざるをえない原因のひとつは、この門番に要する人員配置の複雑さ人数の不均一さにあったと考える。自前の藩士をこのように、自在に増減させようとすれば、実に多人数の待機藩士を藩邸に抱え込む以外になく、これは事実上不可能であった。生身の労働力を商品とする人宿であっても、こうした臨機応変の番人供給を請け負うこととはかなりの困難が伴ったに相違ない。こうした請負が可能なのは、米屋田中家が一度に多人数の日雇を動員する参勤交代の通日雇を複数の藩から請負、大手門ばかりでなく江戸城の諸門の門番を請け負っている大規模人宿であったからではないだろうか。

〔表13〕請負人数の不均一性

平日	当 番										非 番		
	式 日										平日	式 日	
	①	⑤	⑧	⑨	⑩	⑪	⑬	⑭	⑮	⑯			
142	166	196	204	193	232	263	166	147	231	251	0	109	243

「諸雑記」より作成。

この番人数の不均一性は、たんに数の問題ばかりでなく、実際の番人配置を差配する人の質の問題でもあった。恐らく門番労働を個別にみれば、ひとつひとつは特殊な技能を要する技能労働ではない。そたがって、差配をうける末端の番人は、渡り者であり、その業務内容は単純

な肉体労働であったものと思われるのであり、であればこそ門番を専業としていたわけではない末端の番人たちを、自在に配置し、大過なく差配することはよほど困難なことであったであろう。現在でも、政治的な式典における人員配置は、式典の成否を左右する最も重要な検討事項であることから推測しても、式日毎に決められていた番人の配置（フォーメーション）の重要性は容易に想像しうる。重要な政治的な儀礼が執り行われる式日は、門番を請け負う人宿商人にとって、またこれを元請けしている大名家にとっても緊張する日であった。しかし、そもそも年間を通じて数々行われたはずである式日毎に、門番に要する番人の配置が著しく異なっていたということ自体、はたしてどのように理解すべきであろうか？こうした番人の配置の多様性は、セキュリティの必要性からは充分に説明することはできない。むしろ大名・公家・將軍を迎える門番の御馳走の一環であったと考える以外はない。したがって門番の機能は、第1にセキュリティであり、社会の平和化の進行にともなって、日常的なメンテナンスの重要性がクローズアップされるのも事実であろうが、社会の平和化は儀礼の場としての重要性も同時に増していくと考えざるを得ないのである。補修や掃除、水打などといったメンテナンスも広い意味における御馳走なのであり、門番の儀礼的な機能の一部に位置づけることも可能であろう。従来の門番研究の一番の問題点は、こうした儀礼機能への着目がなかった点であろう。

4. 御賄と火番

米屋が桑名藩から請け負った江戸城大手門の門番は、狭義の門番と火番から構成されていたのであるが、その場合の狭義の門番には、門番の実務にあたる番人と桑名藩士に対して食膳を提供する御賄が一体化していた。ここでは、米屋が桑名藩から請け負った江戸城大手門の業務の全貌を明らかにするため、御賄と火番について言及しておきたい。

1) 御賄

御賄とは、名目的には、大手門を訪れる使者等に対して食膳を準備し、提供する役務のことであるが、もっとも大きな役割は、門番の実務にあたる桑名藩士とその3倍以上の人數にのぼる人宿商人米屋によって供給された番人たちに対して食膳等を準備し、提供する役務のことである。この御賄は、食膳の準備・提供を中心としつつも、風呂の準備までをも含む一種の家事サービスを提供する勤役の総称である。御賄を商品として提供する前提には、それらの提供に必要となる、食材・資材の調達、調理・配膳労働力の差配などを含むものであった。³¹⁾多くの番人たちが半年間にわたって詰めている大手門は、番人たちにとっての生活の場であり、彼らの生活が成り立つように、食膳を中心とする家事サービスを提供することは、門番労働とならないで人宿が請負う重要な任務となっていた。

なかでも食膳の提供が、配下の寄子を番人として差配するための不可欠の前提となっていたことは、前出の請状A「御本丸大手御番御所御抱御雇御賄向」（表2参照）の構成にもあらわ

れている。請状Aにおいて、当番中の番人配置などを規定した①「御請證文之事」には②「御当番中御賄左之通」、非番中の式日におこなわれる外固の配置を規定した③「御非番中御外固之節」には④「外御固御賄左之通」と、当番非番を問わず、門番に関する請状には御賄の請状が一体化していた。門番の請負は、同時にそこに動員される番人たちの給養を前提としていることの表れであろうが、人宿米屋の大手門の事例からは、武家奉公人の供給という本来的な業態に加え、食膳の提供という一見人宿らしからぬ業態をも含みながら、これらの全体を桑名藩から請け負うことになっていた。

御賄の対象は、当番中と非番中によって大別された上で、身分に応じて提供されるのが原則であった。そこで、これらの分類によりながら、御賄の全貌を整理すれば、概ね以下のようになる。

□当番中御賄

当番中の御賄に関する請負金額は、請状において予めきめられた単価に事後実際に提供した数量を乗じて請負金額を決定する単価契約方式によるものと、ほぼ10日を単位とする当番期間中サービスに対して一括して支払われるもの、の2つに分けることができる。このうち前者の食膳の種類とその単価は以下のア～クまでの8通である(表14参照)。

このうちア御客前だけが桑名藩士以外の御客を対象とした食膳であり、単価も1人あたり銀1.7匁と、イ以下の倍額の設定であった。これに対してイからキまでは本丸大手門番にあたった桑名藩士に対する食膳提供であり、おおきく上通・中通・下通の3つのランクが存在した。またこれらのランクのうち、下通だけには御が付いていないため、下通は米屋の差配を請ける番人への食膳提供を意味するとも読めるが、実際には、米屋が差配した下座見以下の番人に対しても御賄の対価が桑名藩に請求されていた(表15参照)。このように御賄とは、門番のため番所に詰めた桑名藩士や大手門に注進にやってくる他家の使者などだけでなく、米屋が請け負った番人をもその対象に含

[表14]当番中御賄内容一覧

(単位：銀匁／1人・1回)

記号	御賄ランク	単価	御賄内容
ア	御客前	1.7	壱汁・三菜・香之物
イ	御上通朝夕	0.87	壱汁・二菜・香之物
ウ	御上通夜喰	0.57	二菜・香之物
エ	御中通朝夕	0.68	壱汁・二菜・香之物
オ	御中通夜喰	0.55	壱菜・香之物
カ	下通朝夕	0.66	壱汁・壱菜・香之物
キ	下通夜喰	0.4	壱菜・香之物
ク	不寝番小夜喰	0.4	煮豆か煮染のうち

「諸雑記」より作成。

[表15]役職と御賄ランクの対応表

	桑名藩家臣役職名	米屋差配番人
御上通	御番頭	
	御物頭	
	御吟味方衆	
	御横目	
	御平士	
	御書役	
御中通	御下賄	下座見 御帳付 足軽
	御下横目	
	御足軽小頭	
	御中間小頭加役	
	御給仕雇・御座敷番	
下通	小使	中間

「諸雑記」より作成。

むものであった。そのため、御賄から発生する米屋の請負金額は、膨大なものとなった。

当番中の御賄は、藩士の序列によって規定された単価とこれに実際に提供された食膳の数を乗じることによって算出される単価契約方式以外にも次のような形式のものがある。それは当番中の10日ごとに銀525匁が支給される「十日御番中御勝手一式御請負」であった。その内訳は「惣行燈・油燈心・上中下煮茶・火入炭・御勝手方惣焚炭・御火鉢炭、其他御当番中御入用竹筈・草簾・附木・惣行燈張替紙・下茶風呂共」とあり、勝手方の諸雜費として計上されている。

□非番中御賄

非番中の御賄とは、非番中の外固に動員される番人に対して支給されるものである。非番の外固に動員された番人に対する当番中の御賄と若干構成が異なっていた。非番中外固の御賄ランクは表16のようになっていた。最も大きな違いは、当番中の単価設定よりも非番中の単価設定の方が高い点と御中通・御下通がともに弁当になっている点である。これは恐らく外固という勤役の形態の違いに由来するものであろう。

2) 火番

桑名藩から請け負った江戸城大手門の門番業務のうち、城門の警衛と主にその実務を支えた番人たちの生活の賄いまでを狭義の門番とするならば、これに対する広義の門番とは、狭義の門番に火番が加わる。一般に幕府の命によって動員される大名火消には、大きく2つの種類があったことが知られている。ひとつは、江戸各地に散在していた幕府の重要施設の消防を行う所々火消、いまひとつは大手組と桜田組から構成される方角火消である。³²⁾ 桑名藩から大手門の警衛一式を請け負った人宿米屋が、大手門の警衛に付随するかたちで請け負った火番、方角火消の大手組に相当するのか、大手門にともなって請け負った火番と方角火消の大手組との差異³³⁾については、残念ながら判断しえない。大手門番に火番が付隨するようになる起源については不詳であるが、享保期に提出された法令には「御城近所出火之時、非番方ハ火防候用意ニて可被相詰候」とあり、少なくとも享保期には非番が火番に動員され、門番に火番が組み込まれていたことがわかる。くだって文化3年の史料には、やや踏み込んだ規定がみられる。

[史料4] 文化3年4月

惣て火灾之節御門番之面々、当番非番之人数も有之儀ニ候得は、見張勤仕心得而已にも無之、臨期消防之手配等不等閑様可有之事ニ候、非常之儀兼て厚く相番申合置、手當行届候儀專一二存候事³⁴⁾

これによれば火事が発生した場合、「見張謹仕心得而已にも無之」として「当番非番」にかかわらず、臨機応変に「消防」への参加を促していることがわかる。しかし、これらの法令で判明するのは、主に「非番」が火番に動員される事実だけであり、門番に附属する火番の実態についてはその実態をうかがい知ることができない。これに対して米屋田中家文書の火番関係史料によって、門番にともなう火番の実態がわずかながら明らかとなる。³⁶⁾

米屋の火番関係史料のなかでまず注目すべきは、前出の表6において一覧した請状類のうち、火番に関する請状Bと請状Dである。これらの請状から火番に動員される番人の種類と人数を一覧すると次の表17のようになる。駆付の下座見・上鳶がそれぞれ3人と16人、これに平日雇が85人の多きに達していたことがわかる。恐らく16人の上鳶が85人の平日雇を指揮して消防にあたり、下座見は火事場の混乱に適切に対処するため、火消に動員された各家を確実に見分けるために動員されたのであろう。しかし、通常の門番の下座見と火番の下座見とが、火事の際の大手門において、どのように役割を棲み分けたのか、詳細な実態についてはなお不明な点が多い。

〔表17〕火番に動員される番人と給銀区分

職種	人数	一ヶ月足留	御場所出	御門入
駆付下座見	3	—	—	—
駆付上鳶	16	銀12匁	銀8匁	銀4.5匁
平日雇	85	銀5.5匁	銀3.5匁	銀2匁

「諸雑記」より作成。

先にみたように、法令上では門番にともなう火番は、門番の非番が主な扱い手であったと推測されるのであるが、米屋の事例では、少なくとも下座見と上鳶については、門に詰める番人足とは別に雇用していたことが判明する。下座見について具体的に検討するため、下座見の請状Bをみてみよう。

〔史料5〕

一 町宅住居御月抱下座見三人
 壱ヶ月御給銀三拾五匁
 但、式人御扶持方被下置候
 右は此度 御本丸大手御番所被為蒙 仰付候ニ付、御月抱下座見被為 仰付、冥加至極
 懿ニ御請負奉申上候処實正ニ御座候、然ル上は實体成者相撰奉差上、御役人中様御差
 図之通相守、神妙ニ為相勤可申候、其外此者共儀ニ付如何様成儀出来仕候共、私引
 請 御屋敷様え少も御苦勞相掛申間敷候、為後日御請負證文奉差上候、仍而如件
 安政四丁巳年六月

米屋久右衛門

御着到所様

且又出火之節駆付下座見月抱三人被仰付奉畏、御請負奉申上候処実正ニ御座候、然ル上は右三人分頂戴不仕、御用向為冥加無賃銀にて御奉公相勤度奉存候、聊無御差支駆付、御場所先万事御用

すなわち、「町宅住居」とあるように人宿米屋が桑名藩に対して請け負った下座見は、「町宅住居」とあるように、門番の実務にあたった番人たちが住み込んだ、大手門内にある番所へ住み込んだのではなく、城外からの通勤であったことがわかる。駆付の下座見とは、大手門に火災の危険が迫った場合に消防のために、文字通り駆け付けるのであり、火事がなければ大手門にかけつける義務はない。下座見と上鶯は、こうした通勤の火番であったことが判明するのであるが、85人という多人数に達した平日雇については、非番中の大手門の番人のなかから火事の場合に限って雇用されるのか、それとも火番のために、非番中の番人とは別に米屋が雇っていたのか、これだけでは判然としない。しかし、下座見と上鶯とが駆付と標記されているのに對して、平日雇には駆付が付かないことから判断して、非番の番人足から雇い出されるものと理解しておきたい。

次ぎに表17に整理した火番の給金体系についてみてみよう。まず「一ヶ月足留」とあるように火番が月単位での雇用であった。この「一ヶ月足留」とは、火事による駆付の有無にかかわらず支給される固定給であり、これに加え火事の程度に応じて手当が加算される仕組みになっていた。「御場所出」とは火事があった場合に駆け付けた実績に対して支給されるもので、さらに消防のために「御門入」するような重大なケースにおいてはさらに追加支給があったことがわかる。人宿米屋は、「一ヶ月足留」だけでも銀1767.5匁（金29両余り）を桑名藩に請求し、それに加え火事の状況に応じて追加支給を請求していた。米屋が大手門の警衛を請け負っていた安政4年の7月から12月までの6ヵ月間、「御門入」あるいは「御場所出」が実際どの程度の頻度で発動されていたのか、その実態については残念ながら知りえない。

結論

詳細な実証レベルに関する新知見は、本文を参照していただくとして、ここでは江戸城大手門の警衛を桑名藩から請け負った人宿商人、米屋田中家の経営実態の分析から得られた意義を次のように総括して本報告を終えたい。

①幕府から江戸城大手門の警衛を命じられた桑名藩は、その関連業務一式を、参勤交代における通日雇の請負商人として出入りする人宿米屋に対して、番人の供給、差配、給養（賄）、火番といった広範囲にわたる業務を一括して請け負わせ、米屋は安政4年7月から12月まで

の半年間にわたってこれを実施した。

- ②米屋が請け負った大手門の警衛に関して、桑名藩から請け負ったのは、御賄を含む狭義の門番とこれに火番を加えた広義の門番の2つの項目から構成されていた。
- ③門番は、10日交代で当番と非番を繰り返していた。これに年中行事や月次登城、將軍の御成・通御などといった式日が重なった場合=当番（式日）は、臨時増雇が行われ、非番中に式日が重なった場合=非番（式日）は、外固に動員されることになっていた。臨時増雇・外固における番人の配置場所と必要人数は、式日毎に大きくことなっていた。
- ④江戸城大手門では、年間を通じて執り行われた式日毎に番人の配置が細かく規定されており、こうした番人配置は、大手門の通過者に対する重要な儀礼であったこと。こうした儀礼機能は、セキュリティ機能・メンテナンス機能にならぶ江戸城門番の第3の機能として重要な意義をもつものであった。
- ⑤このように門番のために配置された番人の人数と場所は、式日によって大きくことなる複雑な配置構成をもっており、門番を請け負うために確保しなければならない番人数は極めて不均一であった。そのことが、各大名家でこれを直接調達するよりも人宿へ請け負わせる事態を進行させる原因となつた。
- ⑥桑名藩は、江戸城大手門の門番を、そこを通過する將軍や諸大名たちに対する御馳走として見事にやってのけることを欲していたのであり、そのために複雑な配置構成や慎重を要する貴人対応など経験に裏付けられた専門的な技能を有する有能な下座見を抱える人宿商人への依存を高め、それによって大名としての身分的な名誉感情を充足した。
- ⑦江戸城門番の警衛を実現するために、多数の武家奉公人の供給・差配を請け負っていた人宿商人米屋は、下座見・足軽・中間ごとに、幕下頭取、新組小頭、部屋頭などといった中間支配層を門番の現場に配置した。人宿米屋は、これらの中間支配層によって構成される分節的な構造をもつことによって多くの番人を使役する門番役を請け負うことが可能となった。
- ⑧人宿米屋が大手門の警衛を請け負った場合における分節的構造の特質は、分節構造の核となり、ややもすれば自立化しがちな傾向をもつ下座見頭取、足軽小頭、中間部屋頭といった現場における中間支配層を同族団として組織していた点に見出すことができた。
- ⑨必要番人数の不均一性や儀礼機能の専門性の高さによって、江戸城門番を命ぜられた大名家は有能な下座見を抱える人宿への依存を次第に高めていった。

【註】

- 1)『校訂江戸時代制度の研究』(柏書房、1971年)、195頁
- 2)『東京都江戸東京博物館研究報告』12号、2006年3月
- 3)「御番所臨時向鑑呼連」(東京大学法学部法制史資料室所蔵「牧野家文書」、慶應2年)。本稿の執筆にあたっては、岩淵令治氏から同文書全体の筆写原稿の提供をうけた。ここに記して感謝したい。
- 4)『參勤交代』(東京都江戸東京博物館、1997年)120頁に掲載された岩淵令治氏執筆の解説文による。

- 5) 岩淵令治「泰平の世の『番』」(『別冊歴史読本37 江戸の危機管理』、新人物往来社、1997年)。
- 6) 「神田橋御門御用留置帳」(国立歴史民俗博物館所蔵)、註5) 論文。
- 7) 『世事見聞録』(岩波文庫版、1994年) 57頁。
- 8) 南和男『江戸の社会構造』(塙書房、1969年) 242頁掲載の「是迄御見附御番所金御直段積書」(『市中取締類集 人宿取締之部三』)によれば、本稿が分析の対象とする大手門の御雇足軽・小人・中間などの一式10日間の請負金高の平均が「金七拾両より八九拾両迄之処」と記録されている。
- 9) 『政談』(岩波文庫版、253ページ)。
- 10) 人宿商人米屋については、拙稿「江戸における人宿の生成と発展－六組飛脚屋仲間米屋田中家を事例として－」(『東京都江戸東京博物館研究報告』第7号、2001年)、および「江戸における人宿商人の家業構成について－米屋田中家を事例に－」(『東京都江戸東京博物館研究報告』第8号、2002年)を参照されたい。
- 11) 『関東近世史研究』42号、1998年。
- 12) 安政4年5月の日付をもつ「桑名太守御参府美味部句樓」(江戸東京博物館所蔵、米屋田中家文書86200610)などの記述から、この月に米屋が桑名藩の参府行列を請負っていたことがわかる。
- 13) 江戸東京博物館所蔵(以下同)、米屋久右衛門家文書88209094。
- 14) 米屋田中家文書88209092。以下、本報告では、特段ことわらないかぎり、史料の出典は「諸雑記」を典拠とする。
- 15) 江戸時代初期の武家奉公人は、本来的な忠誠関係にもとづく御抱の奉公人であったものが、近世前期の段階で次第に御雇へと変化していったことはよくしられており、米屋田中家文書に出てくる御抱とは、本来的には武士の身分契約に関する史料上の表現である。しかし、近世中期以降の社会的な実態としては、御抱の実態はすべて事實上の御雇である。雇用の場合、その期間は1日、すなわち日雇であり、月単位の雇用は、月雇である。これに対して、月抱とは本来の身分契約の考え方からすれば不自然極まりない形態であり、そのことからもわかるように事實上1か月単位の雇用であり月雇と實質的には相違ない。米屋の請状からは、御抱と御雇の2種類が確認されるが、これらについては、その理念と実態との相違についての整理が必要であろう。御抱とは本来、ウェーバーが理念化した社会科学上の概念であるところの身分契約であり、忠誠関係の実現を目的として結ばれる人的な関係に本質があり、それは主従関係・親分子分・兄弟関係などが典型的である。これに対して御雇とは、金銭の取得を目的として結ばれる雇用関係を本質とする。身分関係にもとづき主君から従臣へ支払われるものは、土地そのものであったり、土地の支配権であったり、米であったり、あるいは貨幣などさまざまな形態をとりうるが、その本質は家族を含めた自らの生命の再生産を目的として支払われる点に本質があった。雇用関係にもとづき、雇用者から被雇用者へ支払われるものは、物品であったり貨幣であったりするが、その本質は利益の取得自体を目的として行われる点に本質があった。
- 16) なぜ米屋が下座見にだけは、御抱として請負期間半年に満たない、当該期の門番請負に使役する下座見を御抱として年間を通して雇用するのか疑問であるが、おそらくそれは、特別の技能をもった下座見を確保しておく意味があった可能性が高いと考えられる。
- 17) 市岡正一『徳川盛世録』(東洋文庫、1989年)。
- 18) 「下馬のおとなひ」(『日本隨筆大成 第2期 22巻』、吉川弘文館、1995年)。
- 19) 松浦静山『甲子夜話』(東洋文庫、1997年)、187頁。傍線著者、以下同じ。
- 20) 拙稿「寛文期における年下層社会の展開と『イエ』秩序－岡山を事例として－」(『一橋論叢』第111巻2号、1994年2月)、あるいは南和男前掲書参照。
- 21) 文政12年8月「徒士方請負人等上申書」(『市中取締類集 人宿取締之部二』、南和男前掲書218頁)。
- 22) 「株取扱候者身元相調申上候書付」(『市中取締書留』慶應十一ノ弐拾五、南和男前掲書217頁)。
- 23) もしもイエであったならば、寄子である御抱下座見と人宿商人米屋久右衛門との関係は、イエとイエとの重層的な構造をもつ大名家の家臣団構造との近似性を指摘しうるのであるが、この点につ

いては今後の課題として他日を期したい。

- 24) 米屋久右衛門家文書88209194。
- 25) 部屋的構造については、松本良太「藩邸社会と都市下層社会」(『人民の歴史学』121号、1994年)、吉田伸之「人宿」(『都市史研究入門』Ⅲ人、東京大学出版会、1989年)などを参照のこと。
- 26) 天保13年11月「牛込改代町名主三九郎・小石川金杉水道町名主市郎右衛門上申書」(『市中取締類集』人宿取締之部三)。
- 27) 「御触書寛保集成」831。
- 28) 「諸雑記」には、当番中臨時増雇がおこなわれる式日を①か⑯まで記載しているが、このうち②③④⑥⑦⑫は、米屋が大手門番の警衛を請け負った安政4年7月～12月までの間には該当する可能性がない日であった。それにもかかわらず「諸雑記」に掲載されているのは、桑名藩がいつ門番を仰せつかった場合でも同一の請状を提出していたことを意味する。
- 29) 表11には、式日①④⑤⑥⑦⑧の計6パターンが記載されるのみで、他の式日の配置パターンに関する記載を欠いている。この点については、記載原則が表10とは異なっている点に注意を要する。
- 30) また⑥では、足軽が計98人動員されたことになっているが、請状に記載されていたのは54人に過ぎなかった。したがって実際には請状に規定された人数を大きく超える番人が動員されることもあったことがわかる。こうした番人をどのようにして調達するのか、その実態は残念ながら知り得ない。
- 31) 米屋久右衛門家文書のなかには、御賄に必要となる食材の購入に関する史料は確認しえないので、食材の調達まで含めて請け負ったとは言い切れないが、桑名藩が食材の購入にあたったと考えるよりも、米屋の請負と理解する方が無理無く、妥当であると考える。
- 32) 江戸における、大名の勤番としての火消については、池上彰彦「江戸火消制度の成立御展開」(『江戸町人の研究』第5巻、吉川弘文館、1978年) 参照。
- 33) 同一のものであるとすれば、大手門番と方角火消の大手組とを同時に請け負ったことになるが、ここでは判断を留保しておきたい。
- 34) 享保6年閏7月「内曲輪御門内御定書」(『御触書寛保集成』847)。
- 35) 「御触書天保集成」下、5069。
- 36) 門番にともなう火番については、註11) 針谷論文に言及がある。